

平成29年第4回定例会

建設水道常任委員会
会 議 録

期日：平成29年12月11日（月）

場所：大曲庁舎 第3委員会室

平成29年第4回大仙市議会定例会 建設水道常任委員会 会議録

日 時：平成29年12月11日（月曜日） 午後3時16分～午後4時04分

会 場：大曲庁舎 第3委員会室

出席委員（7人）

委員長	7番	石 塚	柏	副委員長	3番	三 浦	常 男
委 員	14番	後 藤	健	委 員	15番	佐 藤	育 男
委 員	16番	古 谷	武 美	委 員	18番	佐 藤	芳 雄
委 員	20番	橋 本	五 郎				

欠席委員（0人）

遅刻委員（0人）

早退委員（0人）

説明のため出席した者

建設部長	古 屋 利 彦	道路河川課長	今 和 則
道路河川課参事	土 井 保 男	用地対策課長	伊 藤 滋 泰
都市管理課長	中 村 強	都市管理課参事	佐々木 英 雄
建築住宅課長	讃 岐 敬 司		
上下水道部長・水道局長	高 階 仁	上下水道部下水道課長	五十嵐 直 樹
水道局上水道課長	佐々木 廣 美	水道局上水道課参事	田 畑 睦 子
神岡支所農林建設課長	岩 根 浩 幸	西仙北支所農林建設課長	田 村 一 彦
中仙支所農林建設課長	斎 藤 秋 彦	協和支所農林建設課参事	佐 藤 勇 孝
南外支所農林建設課長	渡 部 幸 誠	仙北支所農林建設課長	進 藤 一 好
太田支所農林建設課長	野 中 正 幸		

議会事務局職員出席

主 幹 富 樫 康 隆

審査議案等

- 第1 議案第164号 大仙市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
 - 第2 議案第177号 平成29年度大仙市一般会計補正予算（第10号）
 - 第3 議案第179号 暁橋橋梁補修工事請負契約の変更について
 - 第4 請願第1号 淀川河川改修事業（協和淀川地区）に関する請願書
 - 第5 請願第2号 松倉地区の水道整備に関する請願書
 - 第6 閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について
-

午後3時16分 開 会

○委員長（石塚 柏） それでは開会させていただきたいと思います。

先ほど現地視察の方、委員各位の皆さま、大変ご苦労さまでした。お疲れさまでございます。

それでは、本日は本会議休会中のところをご出席をいただきまして、ありがとうございます。

ただ今より、建設水道常任委員会を開会いたします。

それでは、当委員会に付託された事件について、別紙日程表のとおり審査いたしますが、説明は簡潔にお願いいたします。

なお、正確な会議録の作成のため、発言をする際は、委員長の許可を得た後、マイクのスイッチを入れてからお願いをいたします。

○委員長（石塚 柏） 審査に入る前に、当局からごあいさつをお願いできましたら、お願いいたします。

はじめに古屋建設部長。はい、部長。

○建設部長（古屋利彦） 建設水道常任委員の皆さまには、請願に係る現地調査でお疲れのところ、引き続き常任委員会開催していただきまして、誠にありがとうございます。

はじめに、本日までの降雪及び除雪の状況であります。大仙市での初雪は11月19日に観測しており、その後、昨日まで20cm以上のまとまった積雪があったのが3、4日ありましたが、雨などにより、現在は道路上の雪は無い状況でございます。昨日までの各地域の除雪出動日数でありますけれども、南外地域の4日が最高

で、大曲・神岡・仙北・太田地域の3日、西仙北・中仙地域の2日、そして協和地域1日となっております。今後も予想される降雪に対しまして、冬期間の円滑な道路交通の確保をするため、万全の体制で対応してまいりたいと思います。

さて、本日の常任委員会でご審議をお願いいたします案件でございますけれども、一般会計補正予算（第10号）では水害対策費の補正予算と繰越明許費の設定、道路維持管理費及び交通安全施設整備費に係る債務負担行為の追加、及び公園施設災害復旧事業費であります。

また、本会議第3日目に追加提案いたしました暁橋橋梁補修工事請負契約の変更のほか、本日調査していただきました淀川河川改修事業（協和淀川地区）に関する請願書についてでございます。

詳しい内容につきましては、担当課長がご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。あいさついたします。以上です。

○委員長（石塚 柏） はい、ありがとうございました。

次に高階上下水道部長。はい、部長。

○上下水道部長・水道局長（高階 仁） 現地調査後の大変お疲れのところ、ご審議を賜りまして誠にありがとうございます。

はじめに、この場をお借りいたしまして、上下水道部に係る主な事業の進捗状況についてご報告いたします。

簡易水道事業につきましては、中仙豊岡地区簡易水道水源新設事業が12月中旬での工事契約を予定しており、年度末には完了の予定となっております。

上水道事業では、継続事業の宇津台浄水場更新事業が11月末現在での進捗率が27.1%で、予定されていた45.1%より18ポイントほど遅れております。議員の皆さまのお手元にA3判のお写真があるかと思っておりますけれども、そっちが状況でございます。遅れの大きな要因としては、当初工程において発生残土の受け入れ先の調整や変更がありまして、掘削作業が停滞したこと。あと7月22日の記録的な大雨、また9月8日の地震に伴う施設の点検などによるもので、そのほか、既設浄水場を稼働させながらの築造であるために、山間での手狭な作業ヤードが影響しているものと分析しております。本事業につきましては、工期の延長が避けられない状況でありまして、事業費について平成30年第1回定例会において、年度割額の変更をお願いしたく、加えて、行程遅延に伴い、現在3カ年で設定している継続費を1年延長し、4カ年への変更をもお願いしたいと考えておりますので、よろしくお

願ひ申し上げます。

次に下水道事業につきましては、公共下水道事業では今年度予定されている管渠工事及び刈和野浄化センター長寿命化対策工事については、工事契約を終え、3月中旬に完了予定となっております。

さて、今次定例会でご審議をいただきます案件は、議案164号の大仙市下水道事業に地方公営企業法の規則の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

詳細につきましてはこの後、下水道課長がご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。本日はどうかよろしくお願いいたします。

○委員長（石塚 柏） はい、ありがとうございます。

○委員長（石塚 柏） それでは早速、審査に入ります。

議案第164号、大仙市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。五十嵐下水道課長。はい、課長。

○下水道課長（五十嵐直樹） 資料No.1の議案書の34ページをお願いいたします。

議案第164号、大仙市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書をもう1枚めくってもらいまして、35ページから46ページに条例改正の制定について記載されております。この資料と下水-1のA3横の資料と併せてご説明いたします。A3横の下水-1の資料の1ページをお願いいたします。

上段のタイトルの下に条例制定の必要性を記載してございます。下水道4特別会計を公営企業化することに伴い、関係条例において所要の改正を行うほか、既に公営企業化しております水道事業と事業統合し、上下水道事業管理者を置くことに関し必要な事項を定めるものでございます。

左側の1番、これまでの経緯についてでございますが、地方公営企業法適用拡大に関する国の動向といたしまして、総務省から平成26年8月に、公営企業会計の適用に向けました「ロードマップ」の提示がされております。27年1月には「地方公営企業法を適用し公営企業会計へ移行することを要請」の通知が出され、本市では平成27年4月に「法的化基本方針」を策定しまして、昨年12月に簡易水道事業に係る条例改正を行い、本年4月より簡易水道事業の企業会計移行を実施して

おるところであります。また、今年度においては、検針や料金徴収、窓口業務に至る一連の業務を民間業者に委託するため、公募型プロポーザルにより業者を選定してございます。今定例会において条例改正を行い、平成30年4月1日より施行するものでございます。

次に2番の企業会計のメリットについてであります。①として経営状況の明確化と説明責任の向上が図られます。②として適切な使用料の算定ができます。③として消費税の節税効果が図られます。効果として、経営状況の適確な把握と適切な資産管理ができるということになります。

次に3の企業会計の移行内容についてであります。対象事業は下水道4特別会計でございます。法適用は全部適用で、移行時期は平成30年4月1日です。会計の設置は1会計とし、各事業ごとの財務情報は会計システムで管理いたします。組織体制及び公営企業管理者の設置は、水道事業と下水道事業の組織統合をいたしまして、上下水道局として上下水道事業管理者を置きます。設置の理由ですが、人口減少や節水型社会の到来による料金収入の減少や施設の老朽化による維持管理費及び更新費用の増加が懸念される状況にあり、将来的に安定的に事業を運営するためには財務状況の的確な把握と機動的な経営が求められております。このことから、新たに上下水道事業管理者を置きまして、住民サービスの向上と組織の合理化による経営改革を推進し、安全・安心な水道水の供給と生活排水処理による快適で衛生的な住環境の整備を進めるためでございます。

次に2ページ目をお願いいたします。

4番の条例改正の内容についてでございます。1番から20番までは一部改正案でございます。

資料の右側になります。

1の大仙市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。①として題名を大仙市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例に改めることとする。②都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資するため、下水道事業を設置することとし、平成30年4月1日から、下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することとする。③下水道事業の各事業の経営の規模を規定することとする。④上下水道事業に上下水道事業管理者を置き、管理者の権限に属する事務を処理させるため、上下水道局を設置することとする。⑤その他公営企業化に伴う所要の規定を整理する。

次に2番の大仙市役所部等設置条例の一部改正についてでございます。上下水道

局の設置に伴い、上下水道部を廃止することとする。左側が現在の市長部局で、上下水道部に水道課、下水道課の構成を廃止し、新たに上下水道局として上下水道事業管理者を置き、経営管理課、水道課、下水道課の3課体制とするものがございます。

戻りまして左側をご覧ください。

3番、大仙市職員定数条例の一部改正、4番、大仙市特別会計条例の一部改正、6番、大仙市督促手数料及び延滞金条例の一部改正、6番から20番の大仙市水道事業給水条例の一部改正までの17件の条例改正につきましては、「水道事業」を「上下水道事業」に改める。「市長」を「上下水道事業管理者（「管理者」）」に改めるものがございます。

次に5番、大仙市水洗便所等改造資金貸付基金条例の一部改正であります、「大仙市下水道事業特別会計」を「一般会計」に改めるものがございます。内容としましては、この基金は旧協和町で、環境整備基金の一部を貸付基金の財源として実施してきたものがございます。環境整備基金であることから、市民部環境交通安全課へ移管するものがございます。

最後に21番、大仙市農業集落排水事業償還基金条例の廃止であります、これは平成15年から前年度の事業費の10%を県で償還助成しており、平成24年度で終了してございます。現在は積立金の利子の積み増しのみとなっております、平成30年度に全額取り崩しすることにしております。

21件全ての条例改正につきましては、平成30年4月1日施行期日となります。次のページをお願いします。3ページです。

この3ページから最後の33ページまでにつきましては、21件の条例の新旧の対照表を記載してございます。赤色の部分が修正箇所でございます。個々の内容につきましては割愛させていただきたいと思っております。

以上、議案第164条につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（石塚 柏） はい、当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

膨大な範囲で、質問する方も大変かもしれませんが、よろしく申し上げます。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤育男） 内容、公営企業化に向けてというのは理解します。んで、あの、申し訳ねえっす。簡易水道との、ちょっと関係。ちょっと私、まだちょっと理解できねえところありますが。ただ、豊岡地区簡易水道事業の見直し部分を省くとかつ

て、なんか今、簡易水道出てきてますが、この簡易水道は今までと同じような運営をされていくということでしょうか。

○委員長（石塚 柏） はい、部長。

○上下水道部長・水道局長（高階 仁） 簡易水道につきましては平成29年度から公営企業に移行しております。

○委員（佐藤育男） あ、んだっけか。

○上下水道部長・水道局長（高階 仁） 移行しております。現在公営企業に移行しておりますので、中身については従前どおりのものであります。こちらに書いてある条例改正の内容の下の方に22番の「豊岡地区簡易水道事業の見直し部分を除く」と書いてありますけども、こちらにつきましては、今の条例改正と一緒に、一部地区の変更等がありましたので、それをここに盛りさせていただいたわけでございまして、今回の下水道事業の公営企業移行には直接関係しないものであります。

○委員（佐藤育男） わかりました。はい。

○委員長（石塚 柏） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤育男） となれば、簡易水道も含めて一つの、まず、公営企業法に則ったやり方になるということで、という解釈でいいですか。

○委員長（石塚 柏） はい、部長。

○上下水道部長・水道局長（高階 仁） 上水道事業、簡易水道事業、下水道事業、この3本が公営企業法の適用を受けてやっていくと。一緒になるのではなくて、それぞれ三つなんですけども、やっていくというやり方になります。

○委員長（石塚 柏） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤育男） そのときに、例えばその水道料金とかっていうことは、個々にそれぞれ、例えば費用とか違うんだすべども、それは将来的には一本化していくという方向とかっていう考えは持っているものでしょうか。

○委員長（石塚 柏） はい、部長、よろしいですか。

○上下水道部長・水道局長（高階 仁） 水道料金の話。

○委員（佐藤育男） はい、水道料金。

○上下水道部長・水道局長（高階 仁） 水道料金の話。水道料金も今現在、一本化するということで、段階的に進めております。それには変わらないということで。

○委員（佐藤育男） はい、わかりました。いいっす。

○委員長（石塚 柏） はい。ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） はい。なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（石塚 柏） 次に議案第177号、平成29年度大仙市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

なお、所管関係課の内容を一括説明していただき、まとめて質疑、討論、採決を行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

それでは当局の説明を求めます。はじめに今道路河川課長。はい、課長。

○道路河川課長（今 和則） それでは議案第177号、平成29年度大仙市一般会計補正予算（第10号）のうち、道路河川課所管分について、ご説明申し上げます。

資料は、No.3の平成29年度補正予算書〔12月補正②〕の15ページと、資料No.3-1、事業説明書の8ページ、それからA3判の資料、道路-1の水害対策費の位置図を併せてお願いいたします。

9款消防費、1項4目水防費、11事業水害対策費は、1億1,797万2千円の補正をお願いするものであり、補正後の額を1億2,578万円とするものであります。

このたびの補正は、7月22日から23日の豪雨により浸水被害が発生した大曲市街地について、浸水被害の大きかった大曲丸の内町、大曲丸子町及び大曲大町の3カ所の内水排除の揚水機施設について、ポンプ能力の増強を図るため、揚水機場のポンプ増設に係る工事請負費と、増設する揚水機施設の用地取得を実施するための地籍更正・分筆登記委託料及び用地買収費の補正をお願いするものでございます。

ポンプの増設工事は、予定しているポンプが受注生産のため、ポンプの製作期間約5カ月を確保し工期を設定する必要があることから、繰越明許費の設定をお願いし、来年の梅雨期までに完成を目指したいと考えております。

繰越明許費の設定について、補正予算書の4ページをお開き願います。

9款1項消防費、水害対策費事業は、排水ポンプを増設する3カ所の工事請負費1億1,749万円の繰越明許費の設定をお願いするものであります。

次に債務負担行為の補正について、ご説明申し上げます。

補正予算書は5ページをお開き願います。

はじめに8款2項2目10事業、道路維持管理費の債務負担行為につきましては、期間を平成30年度、限度額は2,250万円をお願いするものであります。

舗装道路は融雪期におきまして損傷箇所が多く発生することから、債務負担を設定いたしまして、融雪後の道路補修を実施して、舗装陥没による事故の発生を未然に防ぐ手法の一つとしております。

冬期間においても、晴天時には簡易合材による穴埋め作業を、排雪作業と平行して行っておりますが、本格的な雪解け時の路面状況を考慮した場合、早期発見・早期対応が重要と考え、平成30年度に予定している市単独の道路維持工事のうち、舗装欠損部の補修を前倒しで行うため、今回の債務負担行為とさせていただくものであります。

次に8目1事業、交通安全施設整備費の債務負担行為分についてであります。

この交通安全施設整備費についてであります。春の入学シーズンを間近に控えた通学路や幹線道路を中心に、区画線とグリーンベルトを迅速に設置及び補修するため、道路維持管理費同様に限度額を1,400万円とし、平成30年度予算を前倒しで執行することで、安全な道路交通の確保に努めるものであります。

以上、議案第177号、平成29年度大仙市一般会計補正予算（第10号）についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（石塚 柏） はい。次に中村都市管理課長。はい、課長。

○都市管理課長（中村 強） それでは続きまして議案第177号、平成29年度大仙市一般会計補正予算（第10号）の都市管理課所管分について、ご説明申し上げます。

資料No.3の大仙市補正予算[12月補正②]では9ページ及び10ページが歳入、17ページが歳出となっております。資料No.3-1、主な事業の説明書では9ページとなります。それでは資料No.3-1、事業説明書でご説明いたしますので、9ページをご覧ください。なお、A3判横の右上に都市-1と書いた1ページに位置図と写真、2ページ目には当初計画と今回の実施計画を比較した平面図と標準断面図を添付してございますので、併せてご覧ください。

それでは11款1項3目11事業、公園施設災害復旧事業費（補助分）についてでございます。

補正額595万2千円のうち、財源内訳として国庫支出金297万6千円及び公園施設災害復旧事業債290万円を充当してございます。

平成29年7月22日からの大雨により被災した公園施設について、早急に復旧を行い、公園利用者及び近隣住民の安全・安心を確保する事を目的としてございます。

事業の概要についてご説明申し上げます。先般9月の第3回市議会定例会の補正予算によりご承認いただきました西仙北地域、大佐沢公園の遊歩道法面崩落による災害復旧事業の追加補正でございます。

補正理由でございますが、当初の復旧内容といたしまして、現場打ちのプレキャスト法枠の法面工130㎡、園路工65㎡、土砂撤去200㎡としてございましたが、その後、委託業者による詳細測量設計を踏まえ、県の担当者とも協議・調整を行った結果、影響範囲の拡大と法面安定向上のため、工事面積及び工法に変更が生じたことによるものであります。

変更後の工事概要でございますが、土工、掘削680㎡、盛土450㎡、法面工210㎡、ジオテキスタイル補強土壁工121㎡、遊歩道アスファルト舗装工8㎡、園路擬木階段復旧工14mでございます。

以上が都市管理課所管分の一般会計補正予算（第10号）、公園施設災害復旧事業費（補助分）につきましてご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（石塚 柏） はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤育男） 大佐沢公園って、これ写真見れば、建物さなんだか土砂いつている。建物にはなんも影響ねがったんだすか。

○委員長（石塚 柏） はい、課長。

○都市管理課長（中村 強） 写真の、一番右側に3枚添付してございますけれども、一番上の写真、これは公衆トイレでございます。トイレには幸い、土砂がこう緩く覆い被さったという程度で、大した被害はございませんでしたが、2枚目の写真、これはトイレの裏側にある倉庫、物置の倉庫でございますけれども、土砂に押されて崩壊している状況です。これに関しましては、先般9月の補正予算で26万7千

円の単独費で解体費をいただいております。以上です。

○委員長（石塚 柏） ほかに。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤育男） すいません。解体するのはへば、この公衆用トイレの後ろの、真ん中の写真のこれですか、解体するのというのは。

○委員長（石塚 柏） はい、課長。

○都市管理課長（中村 強） はい、そのとおりで、トイレに関しては土砂を撤去するだけで、裏の倉庫に関して単独で解体・撤去を予定しております。

○委員（佐藤育男） トイレの使用には全然影響ねえことだな。

○都市管理課長（中村 強） はい、影響ございません。

○委員長（石塚 柏） ほかに。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） はい、なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（石塚 柏） 次に議案第179号、暁橋橋梁補修工事請負契約の変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。今道路河川課長。はい、課長。

○道路河川課長（今 和則） 議案第179号、暁橋橋梁補修工事請負契約の変更について、ご説明申し上げます。

資料No.4、追加議案書の1ページと、配付しておりますA3判資料、道路-2の1ページを併せてご覧願います。

本案は、平成29年第1回定例会において議決を得た、西仙北地域刈和野地区の暁橋橋梁補修工事の契約額1億7,771万4千円を、1億8,622万3,320円に変更するため、大仙市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

変更する理由は、補修工事の進捗に伴い、これまでに不可視部分であった床版及び橋台などの損傷範囲が当初の見込みより多く、補修施工量の増加などが生じることから、工事請負契約約款に基づき設計図書の変更を行い、契約金額を変更するものであります。

当初契約の概要は、暁橋橋梁補修を目的として、条件付一般競争入札により宮原組・齋兵組特定建設工事共同企業体と工事請負契約しており、工期は平成29年3月22日から平成30年2月7日までとしております。

暁橋は西仙北地域の土買川に架かる橋梁で、刈和野バイパスが開通するまでは国道13号として供用されておりました。橋長は113m、幅員は車道8m、歩道2mで、全幅10mであります。

工事は、橋梁上部の舗装・床版・桁から下部の橋台に至るまで全面的に補修するものであり、補修の範囲等については不可視部分であることから当初設計値を推定値として、工事発注後に打音検査等の詳細調査の結果に基づき最終決定し、精算することとしております。

それでは、主な箇所ごとの詳細調査の結果と補修内容及び精算額について説明します。

資料の赤い囲みの部分が、今回変更により増額となる箇所です。資料の中ほど、赤い線で囲んでおりますが、床版については上部表層のアスファルトを剥ぎ取りした後、これまで不可視部であった床版上面の損傷状況詳細調査と修復範囲の精査を実施しております。この結果、当初の想定より損傷断面が深いことが判明したため、断面修復量を増工し、613万6千円を増額するものです。

資料の右下、橋台・橋脚については、不可視部の躯体内部のひび割れ深さについて、詳細調査と修復範囲の精査を実施しております。その結果、当初の想定より損傷深さが深かったことが判明したため、断面修復量を増工し、445万1千円を増額するものです。

資料の左上、高欄・地覆については、上部工の補修に際しまして、損傷状況の詳細調査と修復範囲の精査の結果、断面修復量を増工して、2万1千円を増額するものです。

そのほかの部材の伸縮装置と排水管及び支承については変更はありませんが、資料の左下、緑色で囲っております橋桁等の鋼部材の塗装については、請負業者からの塗装工法の変更の提案があり、設計の比較検討を実施しております。その結果、同等以上の性能であることに加え、施工期間の短縮が図ることが可能であるととも

に、コスト縮減に寄与することから、今回設計変更し、209万8千円を減額するものです。

変更となる増減額を合計しますと、850万9,320円の増額となり、契約額を1億7,771万4千円から1億8,622万3,320円に変更するものです。

以上、議案第179号、暁橋橋梁補修工事請負契約の変更についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（石塚 柏） はい、ありがとうございました。

当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） はい。なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（石塚 柏） 次に請願第1号、淀川河川改修事業（協和淀川地区）に関する請願書を議題といたします。

本件に関して、当局として参考になる意見がございましたら、お願いいたします。
今道路河川課長。はい、課長。

○道路河川課長（今 和則） この請願は、7月の災害で甚大な被害となった淀川の河川改修の早期完成を要望するものであり、市といたしましても非常に重要であると認識しております。

10月16日には、市長が秋田県知事と直接面談しまして、今年の豪雨災害で甚大な被害となった淀川について、河川改修の早期完成をお願いするなど、要望活動を実施しております。

12月1日には、県から緊急的な治水対策の概要が公表され、今年から概ね4年

間で、河川等災害関連事業及び河川災害復旧等関連緊急事業を導入し、総事業費 7 億 7 千万円をかけて、淀川の築堤・河道掘削等の緊急的な治水対策事業を実施すると伺っております。

今後も県に対して事業が確実に推進されるよう、継続的に要望活動を実施してまいりたいと考えておりますので、議員の皆さまからもご支援をいただきたいと考えております。以上です。

○委員長（石塚 柏） はい。本件に関して、質疑・ご意見のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） はい。なければ、質疑を終結いたします。

これより採決いたします。本件は採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 異議なしと認め、本件は採択すべきものと決しました。

以上で、本請願の審査は終了いたしました。この際、お諮りいたします。

採択した請願第 1 号、淀川河川改修事業（協和淀川地区）に関する請願書は、執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長（佐藤育男） 次に請願第 2 号、松倉地区の水道整備に関する請願書を議題といたします。

本件に関して、当局として参考になる意見がございましたら、お願いいたします。

佐々木上水道課長。はい、課長。

○上水道課長（佐々木廣美） 請願第 2 号、松倉地区の水道整備に関する請願書について、ご説明申し上げます。

資料、右上に上水－1、平成 29 年第 4 回大仙市議会定例会 建設水道常任委員会資料の 2 ページをお願いいたします、図面右上の方になります。

松倉区域は玉川の右岸に位置することから、現在、大曲地域上水道事業の計画給水区域に入っておりません。このことから当該地区の水道施設整備につきましては、隣接する神宮寺地区簡易水道事業の拡張区域としての整備計画を「大仙市水道事業基本計画」に搭載してございましたが、当該地区につきましては先の要望書を

いただいたときに、費用対効果、収入効率等を事前評価し、加入率90%以上の事業着手を検討することとしてご理解をいただいております。このたび、全体で96%の加入同意率の要望書をいただいておりますので、事業着手の検討を考えてございます。

しかしながら、神宮寺地区簡易水道は第1・第2水源から取水し運営しておりますが、両取水井の揚水能力が低下したため、平成27年3月、第1・第2水源の揚水試験業務委託を実施し、その結果から、特に第1水源は築造から約21年経過していることや、水源施設の構造上、井戸の洗浄はできないこと。また、仮に施設を解体し洗浄したとしても、長期的な取水は不可能との調査結果を踏まえまして、第1水源に比べ比較的取水量が良好な第2水源に対して、今年度改良工事を実施し、安定した取水量の確保を図りましたが、約20%の改良実績に留まりました。

そこで新たな取水井を築造し、安定した取水量を確保しながら水道水の安定供給を図ることとし、併せまして水道未普及地域の松倉地区への区域拡張工事を進め、普及率の向上を図りたいと考えております。以上でございます。

○委員長（石塚 柏） はい。本件に関して、質疑・ご意見のある方は、お願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤芳雄） これ大分前に、もう合併前ですか、神岡の上水道からこの松倉地区へやるといふときに、反対運動とかあったような気がしますけども、今ではそういうことなくスムーズにいってますか。

○委員長（石塚 柏） はい、佐々木課長。

○上水道課長（佐々木廣美） 委員ご指摘のとおり、以前、松倉・豊後野・下袋方面の方では良質な水源があるということですので、そちらの方は陳情書は挙がってきておりませんが、その奥の方の松倉地区に関しては要望書が挙がってきているということでございます。

○委員長（石塚 柏） 佐藤委員、よろしいですか。

○上水道課長（佐々木廣美） 反対意見は確認しておりませんが。

○委員長（石塚 柏） はい。佐藤委員、よろしいですか。

○委員（佐藤芳雄） はい。

○委員長（石塚 柏） はい。ほかにご意見ございませんか。はい、後藤委員。

○委員（後藤 健） この図面見れば「（第1水源の）隣接地に第3水源新設予定」とありますけれども、これはあれですかね、この第2水源地改良工事して、あまりおもわしくなかったというような話もありましたけれども、これに、それで水源を

新しく付けるということですかね。それと併せてこれ、この松倉地区の人方に意地悪するわけではないですけれども、例えばこの水道を伸ばしたことによって神岡地区、今の水道の人方への影響というのはあるもんですか。

○委員長（石塚 柏） はい、佐々木課長。

○上水道課長（佐々木廣美） 水源に関してでございますけれども、第1水源は深さが約20mと聞いております。それを調査した結果、25mから30mぐらいのところには良質で豊富な水源があるということを確認しているということです。あと、神岡地区の方に影響があるかということですが、この第3の水源を利用いたしますと、現在のままでは無理ですけれども、第3の水源を利用いたしますと、松倉地区へは供給可能と考えてございます。

○委員長（石塚 柏） はい、後藤委員。

○委員（後藤 健） これそうすれば、まず第2水源地の改良工事もおもわしくなかったということで、この松倉地区の接続がまずあってもなくても、第3水源地の新設は予定してるということなんですな。

○委員長（石塚 柏） はい、佐々木課長。

○上水道課長（佐々木廣美） はい、そのとおりでございます。松倉地区へやろうがやるまいが、第3の水源は確保したいと考えてございます。

○委員（後藤 健） わかりました。

○委員長（石塚 柏） はい、ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） はい、なければ、質疑を終結いたします。

これより採決いたします。本件は採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 異議なしと認め、本件は採択すべきものと決しました。

以上で、本請願の審査は終了いたしました。この際、お諮りいたします。

採択いたしました請願第2号、松倉地区の水道整備に関する請願書は、執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長（石塚 柏） 次に、閉会中の所管事務調査に関する件について、お諮りい

たします。

お手元に配付いたしました案件につきましては、議長に対し、閉会中の所管事務調査の申し出をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石塚 柏) 異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長(石塚 柏) 以上で、当委員会に審査付託となりました事件の審査は全て終了いたしました。

なお、当委員会の審査報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石塚 柏) 異議なしと認め、そのように決しました。

これで建設水道常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。ありがとうございます。

午後 4 時 0 4 分 閉 会

大仙市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

大仙市議会 建設水道常任委員会委員長 石 塚 柏